

津市任期付職員 (育児休業代替) 採用試験

【平成25年10月1日名簿記載】



受 験 案 内

募集職種

幼稚園教諭

受付期間 平成25年7月1日(月)～平成25年7月19日(金)
試験日 第1次試験 平成25年8月4日(日)
試験場所 津市本庁舎

《任期付職員(育児休業代替)とは》

育児休業を取得する職員の代替として、任期を定めて採用される職員です。

津市任期付職員(育児休業代替)採用試験の合格者は「育休代替任期付職員採用候補者名簿」(以下「名簿」といいます。)に記載され、職員の育児休業の状況等に応じて採用されます。

【任 期】 職員の育児休業期間(1年を超える場合)に応じて任期が決定されます。

※ 任期を短縮、延長する場合があります。

【業務内容】 原則として任期の定めのない職員(以下「正規職員」といいます。)と同じ業務内容です。

【勤務条件等】 任期の定めがあること、育児休業等を行うことができないこと以外は、原則として正規職員と同様です。

【名簿記載期間】 平成25年10月1日から平成28年3月31日まで

【そ の 他】 職員の育児休業の状況等により、名簿に記載されても採用されない場合があります。

津市教育委員会事務局 教育総務課(本庁舎7階)

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

電話番号 059-229-3292

ホームページ <http://www.info.city.tsu.mie.jp/>

1 職種、採用予定人数及び受験資格

職 種	採用予定人数	受 験 資 格	
		学 歴、免 許 等	生 年 月 日
幼稚園教諭	若 干 人	幼稚園教諭普通免許状を有する人又は平成25年9月までに有する見込みの人	昭和33年4月2日以降出生の人
◎ 地方公務員法第16条（欠格条項）の各号の一に該当しない人で通勤可能な人			

※ 平成25年10月1日の採用予定はありませんが、合格者は名簿に記載され、職員の育児休業の状況等に応じて採用されます。

2 職務内容

職 種	職 務 内 容
幼稚園教諭	幼稚園における幼児教育業務等

※ 原則として正規職員と同様の業務に従事します。

3 受験手続等

(1) 受付期間・受付時間

日曜日、土曜日及び祝日を除き、平成25年7月1日（月）から平成25年7月19日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 提出書類

ア 津市任期付職員（育児休業代替）採用試験申込書（受験票付き）-----1通

※ 申込書及び受験票に同一の写真をはり、受験票は申込書から切り離さないでください。

※ 申込書は、津市ホームページからダウンロードすることもできます（必ず両面印刷にして、提出してください。両面印刷でない場合は受理できません。）。

※ 記入例を参考に正しく作成してください。

イ 返信用封筒-----2通（持参による申込みの場合は1通）

※ 返信用封筒のサイズ：長形3号（縦：23.5cm、横：12cm）

※ この返信用封筒により受験票及び第1次試験に係る可否の通知（持参した場合は、第1次試験に係る可否の通知）を送付しますので、80円切手をはり付け、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名（あて名の敬称は「様」）を記入してください。

(3) 提出方法

ア 郵送による場合

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市任期付職員（育児休業代替）採用試験申込書在中」と朱書きの上、必ず簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。ただし、平成25年7月19日（金）午後5時15分までに津市総務部総務課文書・公開担当（津市本庁舎7階）に到着した分のみ受付の手続を行います。

送付先 〒514-8611 津市西丸之内23番1号 津市教育委員会事務局教育総務課あて

※ 郵送による提出に御協力をお願いします。

イ 持参による場合

上記提出書類を次の提出先まで持参してください。ただし、平成25年7月19日（金）午後5

時 15分までに次の提出先に持参した分のみ受付の手続を行います。

提出先 津市西丸之内23番1号 津市教育委員会事務局教育総務課（津市本庁舎7階）

(4) その他

ア 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、書類を返却（郵送による場合は、返信用封筒により返送）し、又は受験が無効になることがあります。これらにより生じた書類提出の遅延等については一切責任を負いかねますので、受験手続には十分注意してください。

イ 郵便事情等による書類到着の遅延等についても、一切責任を負いかねます。

ウ 郵送による場合で平成25年7月25日（木）までに受験票が届かないときは、津市教育委員会事務局教育総務課（電話番号 059-229-3292）へお問い合わせください。

エ インターネット、E-mail等による受付はできません。

オ 申込書等は余裕を持って早い時期に提出してください。

カ 受付後の提出書類は、一切返却できません。

4 第1次試験

(1) 試験科目及び試験の内容

職 種	試験科目	試 験 の 内 容
幼稚園教諭	専門試験	発達心理、教育学、保育原理、保育内容及び法規に関する択一式による筆記試験

※ 試験問題は、活字印刷文で出題します。

(2) 試験日

平成25年8月4日（日）

(3) 試験場所

津市本庁舎（津市西丸之内23番1号）

※ 応募状況により他会場でも行う場合があります。

(4) 結果発表

平成25年8月12日（月）（予定）に受験者全員に対し、合否について通知を送付するとともに、後日津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

5 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目

口述試験（面接試験）

(2) 試験日

平成25年8月24日(土) (予定)

詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

6 最終合格者発表

平成25年8月下旬に第2次試験受験者全員に対し、合否について通知を発送するとともに、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

7 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、成績順に名簿に記載され、平成25年10月1日以降、職員の育児休業の状況等に応じて採用する予定です(記載されても必ず採用されるとは限りません。名簿の記載期間は平成28年3月31日までです。)

(2) 採用に当たっては、原則として名簿に記載されている順に採用の諾否を確認し、応諾後各種書類の提出などの手続きを別途依頼します。

(3) 受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、合格を取り消し、名簿から削除します。

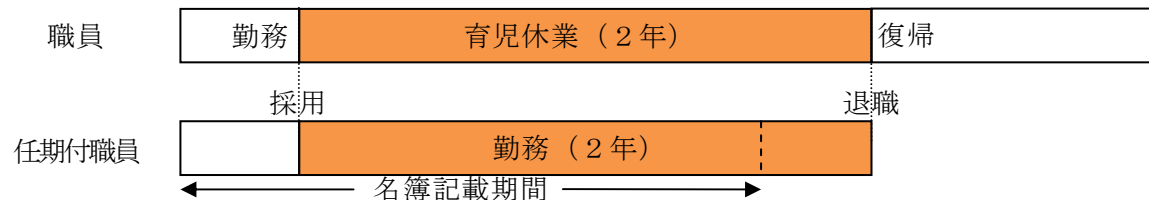
(4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

(5) 任期は職員が育児休業を取得する期間に応じて決定されます(育児休業の期間は、最大で3年間です。)

(6) 任期が満了した場合でも、名簿記載期間中であれば、再度任期付職員としての勤務をお願いする場合があります。

《参考》任期付職員の勤務期間例

職員の育児休業の状況等に応じて、名簿記載期間中に採用となります。



8 採用後の給与

(1) 初任給の例

職	種	等	初	任	給
幼稚園教諭	大学卒		172,800円		
	短期大学・専修学校(専門課程)卒		156,000円		

(注) 平成25年4月1日付けで採用の場合の初任給であり、採用までに給料の改定等があった場合は、当該改定額等によります。

※ 職務経験等がある場合は、一定の基準に基づき加算措置があります。

(2) 給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

9 勤務条件等

(1) 勤務時間

原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は正午から午後1時まで）です。

(2) 勤務場所

幼稚園で勤務します。

(3) 休日

原則として、週休2日制（日曜日・土曜日）で、国民の祝日に関する法律に規定されている休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日まで）があります。

(4) 休暇

年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇、結婚休暇等）、病気休暇及び介護休暇があります。

(5) 福利厚生

ア 健康診断

全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。

イ 健康保険等

公立学校共済組合に加入し、医療に係る給付等が受けられます。

(6) その他

育児休業及び育児短時間勤務等をすることはできません。

10 その他

(1) 任期付職員への採用は、正規職員の採用とは無関係です。正規職員になるためには、必ずそのための採用試験に合格しなくてはなりません。また、任期付職員の任期中及び名簿記載期間であっても、正規職員の採用試験を受験することは可能です。

(2) この試験の詳細については、津市教育委員会事務局教育総務課（津市本庁舎7階）までお問い合わせください。

電話番号（059-229-3292）

◎ 日本国籍を有しない人が津市任期付職員（育児休業代替）採用試験を受験するに当たって

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

なお、「公権力の行使」に係る職務とは、次のとおりです。

- 1 市民等に対して命令、強制等を加え、一方的に市民等の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
 - 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
 - 3 市民等に対して強制力をもって執行する業務
 - 4 施設管理等に関する裁量権のある業務
- ※ 「公権力の行使」に係る職務の具体例

建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税・国民健康保険料の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の使用許可、道路の占用許可などに係る業務